

指定用語「アクリル系」が「モダクリル」に改正されます

2020年11月20日にJIS L 0204-2（繊維用語（原料部門）－第2部：化学繊維）が改正されたことから、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に定められた繊維製品品質表示規程の第六条（指定用語）が改正されます。

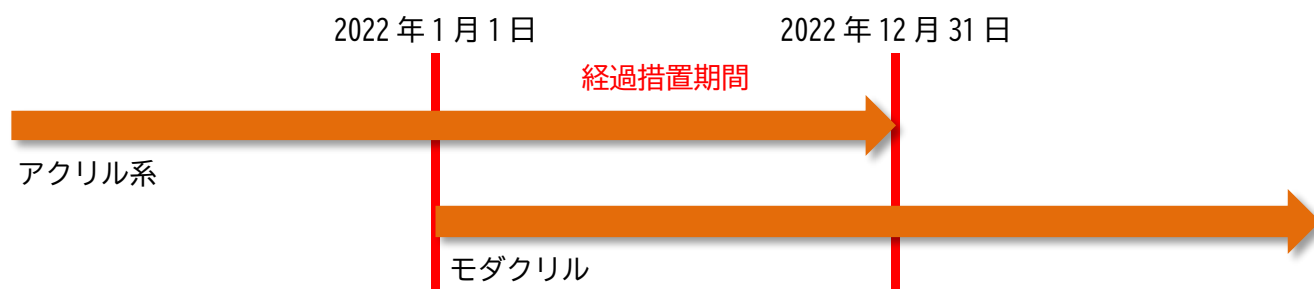
改正内容

指定用語の「アクリル系」が「モダクリル」に改正されます。施行後の経過措置期終了以降は、組成表示に「モダクリル」と表示する必要があります。

公示の公布及び施行：2022年1月1日（令和4年1月1日）

経過措置期間：2022年1月1日～2022年12月31日

施行及び経過措置の流れ（予定）



経過措置期間の考え方※

- 2022年12月31日以前に「アクリル系」の表示を付けて出荷した製品については、2023年1月1日以降も表示を「モダクリル」に変更する必要はありません。
- 2023年1月1日以降に「アクリル系」の表示を付けた製品を出荷できません。
- 2022年1月1日以降販売される製品においては、「モダクリル」表示を推奨します。

※ 経済産業省事前説明会資料（2021年9月）による

【参考】

モダクリル繊維は、アクリルニトリルの質量割合が85%未満のもので、フェイクファー、じゅうたん、難燃素材などに使用されています。

お問い合わせ

業務部 03-3241-2545

または、お近くの事業所・検査所にお問い合わせください。